

ご契約時の留意事項

「ご契約時の留意事項」は、「おすすめプラン」（個別に設計したプラン）とあわせて「保険設計書（契約概要）」となります。

お支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載していますのでご確認ください。

①②③…の番号は補足事項の番号に、①②の番号は「その他の留意事項」（8ページ）の番号に対応しています。

- この保険は、責任開始時以後に発生した不慮の事故によるケガ（傷害）を保障の対象としています。病気による入院・手術などは、保障の対象外です。
- 不慮の事故とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**をいいます。

急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません）。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます（被保険者の故意に基づくものは該当しません）。
外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます（病気や病気に起因するものなど身体の内部に原因があるものは該当しません）。

1 特定損傷給付特約

お支払いする給付金	お支払いする場合（支払事由）	お支払額	お支払いの限度
特定損傷給付金	不慮の事故の日から180日以内に骨折・関節脱臼・腱の断裂・熱傷・永久歯の喪失の治療を受けたとき	特定損傷給付金額	同一の不慮の事故によるお支払回数：1回 通算：10回

対象となる特定損傷について

損傷名	損傷の定義
骨折①	骨組織の連絡が部分的あるいは完全に離断された状態をいう。ただし、 変形治癒、偽関節、病的または特発骨折を除く。
関節脱臼	関節面の生理的な相互関係が失われた状態をいう。ただし、 先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼を除く。
腱の断裂②	腱が断裂した状態のうち、ギプスもしくはシーネによる固定または腱形成術（腱の移植術、移行術、交換術および縫合術を含む）を要するものをいう。ただし、 病気を原因とするものを除く。
熱傷	熱により生体の組織が損傷され、次のいずれかに該当する状態をいう。 ・深達性Ⅱ度熱傷…真皮層の深部まで障害された状態（ 直径2cm未満を除く ） ・Ⅲ度熱傷…皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態（ 直径2cm未満を除く ）
永久歯の喪失	歯（ 第三大臼歯（親しらず）、過剰歯および乳歯を除く ）の根元から全体を永久に喪失した状態（医師の判断で行なわれた抜歯治療により永久に喪失した状態も含む）をいう。ただし、 病気またはそしゃく行為を原因とするものを除く。

補足事項 ①軟骨（鼻軟骨・肋軟骨・半月板等）の損傷はお支払いの対象とはなりません。
②筋・靱帯^{じんたい}の損傷はお支払いの対象とはなりません。

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

2 傷害入院治療保障特約、傷害入院特約

特約名称	お支払いする 給付金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	
傷害入院治療 保障特約	傷害入院治療 給付金	不慮の事故によるケガのため、事故の日から180日以内に公的医療保険制度における保険給付の対象となる入院をしたとき①	Ⅲ型	入院中の療養に係る診療報酬点数×3円
			Ⅱ型	入院中の療養に係る診療報酬点数×2円
			Ⅰ型	入院中の療養に係る診療報酬点数×1円
傷害入院特約	傷害入院 給付金	不慮の事故によるケガのため、事故の日から180日以内に入院をしたとき①	傷害入院給付金日額 ×入院日数③	

傷害入院治療給付金のお支払いについて

●以下のケースなど、公的医療保険制度における診療報酬点数が算定されない入院をしたとき①は、上記にかえて、下表のとおりお支払いします。

不慮の事故によるケガで事故の日から180日以内に、

(例)・海外で入院をした場合

- ・自由診療による入院をした場合
- ・労災(労働者災害補償保険)・自賠責(自動車損害賠償責任保険)・公的介護保険が適用される入院をした場合
- ・公的医療保険の保険給付が差し止められている状態で入院をした場合 など

型	Ⅲ型	Ⅱ型	Ⅰ型
お支払額	入院日数③×5,000円	入院日数③×3,300円	入院日数③×1,700円

お支払いの限度について

お支払いする給付金			1回の入院のお支払いの限度	通算限度
傷害入院治療 給付金	型	Ⅲ型	90万円	600万円
		Ⅱ型	60万円	
		Ⅰ型	30万円	
傷害入院給付金			180日分	1,095日分

●同一の不慮の事故による入院を2回以上した場合は、1回の入院とみなしてお支払いの限度の規定を適用します。

●ケガが併発している期間については、傷害入院給付金を重複してお支払いしません。

補足事項 ③入院日数は、暦の上での日を単位として数えます。例えば、午前中に入院し当日の夕方に退院した場合でも1日として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

3 傷害退院後通院治療保障特約

お支払いする 給付金・一時金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	
傷害通院治療 給付金	退院後、支払対象期間中④に、入院⑤と同一の原因の治療を目的とした公的医療保険制度における保険給付の対象となる通院⑥(在宅医療や遠隔診療・オンライン診療⑦を含みます)をしたとき①	Ⅲ型	通院時の療養に係る診療報酬点数⑧ ×3円
		Ⅱ型	通院時の療養に係る診療報酬点数⑧ ×2円
		Ⅰ型	通院時の療養に係る診療報酬点数⑧ ×1円
傷害通院治療 一時金	1回の入院の支払対象期間中に傷害通院治療給付金の支払われる初回の通院をしたとき	1万円	

傷害通院治療給付金のお支払いについて

●退院後、支払対象期間中④に、入院⑤と同一の原因の治療を目的とした通院⑥をし①、以下のケースなどに該当したときは、1回の通院における「通院時の療養に係る診療報酬点数」を500点とみなして傷害通院治療給付金を計算しお支払いします。

- ・1回の通院における「通院時の療養に係る診療報酬点数」が500点未満のとき
- ・公的医療保険制度における診療報酬点数が算定されないとき

(例)・海外で通院をした場合

- ・自由診療による通院をした場合
- ・労災(労働者災害補償保険)・自賠責(自動車損害賠償責任保険)・公的介護保険が適用される通院をした場合
- ・公的医療保険の保険給付が差し止められている状態で通院をした場合 など

傷害通院治療給付金のお支払いの限度について

型	1回の入院の支払対象期間中の通院についてのお支払いの限度	通算限度
Ⅲ型	60万円	600万円
Ⅱ型	40万円	
Ⅰ型	20万円	

1回の入院の支払対象期間中の通院について

●同一の不慮の事故により2回以上の入院をした場合、後の入院が、前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院であるときは、それぞれの支払対象期間中の入院と同じ原因による通院は、「1回の入院の支払対象期間中の通院」とみなしてお支払いの限度の規定を適用します。この場合、傷害通院治療一時金のお支払いは1回のみとします。

補足事項 ④1回の入院につき、退院時から退院日の翌日を起算日として180日が経過するまでの期間をいいます。

⑤傷害入院治療給付金が支払われる入院に限りです。

⑥同一の日に2回以上支払事由に該当する通院をしたときは、1回の通院とみなします。この場合、それぞれの通院時の療養に係る診療報酬点数を合計して傷害通院治療給付金額を計算します。

⑦医師による治療が必要であり、かつ、病院または診療所における治療が困難なため、医師または医師の指示により病院または診療所から訪問した者による治療を自宅等で受けることをいいます。病院または診療所ではない訪問看護ステーションによる訪問看護などはお支払いの対象とはなりません。

⑧「通院時の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます（ただし、選定療養に該当する部分は、お支払いの対象とはなりません）。

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

4 傷害外来時手術保障特約

お支払いする給付金	お支払いする場合（支払事由）	お支払額	お支払いの限度
傷害外来時手術給付金	次のすべてを満たす手術⑨を受けたとき⑩⑪ ・不慮の事故によるケガのため、事故の日から180日以内に受けた手術であること ・入院を伴わない手術であること ・公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術であること ・手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数⑪の合計が2,000点以上であること	基準 給付金額	それぞれの給付金につき、施術の部位・内容・種類等を問わず、施術の開始日から60日の間に1回
傷害外来時放射線治療給付金	次のすべてを満たす放射線治療⑨を受けたとき⑪ ・不慮の事故によるケガのため、事故の日から180日以内に受けた放射線治療であること ・入院を伴わない放射線治療であること	基準 給付金額 ×2	お支払回数の限度はありません

傷害外来時手術給付金のお支払いについて

●以下のケースなど、公的医療保険制度における診療報酬点数が算定されないときは、その手術が、手術を受けた日時時点の診療報酬点数表において手術料が1,000点以上である手術のとき⑪には、傷害外来時手術給付金をお支払いします。

不慮の事故によるケガで事故の日から180日以内に、

(例) ・海外で入院を伴わない手術を受けた場合

- ・自由診療による入院を伴わない手術を受けた場合
- ・労災（労働者災害補償保険）・自賠責（自動車損害賠償責任保険）・公的介護保険が適用される、入院を伴わない手術を受けた場合
- ・公的医療保険の保険給付が差し止められている状態で、入院を伴わない手術を受けた場合 など

補足事項 ⑨手術または放射線治療を受けた時点の診療報酬点数表に「手術料」または「放射線治療料」の算定対象として列挙されている手術・放射線治療がお支払いの対象となります。

⑩治療を直接の目的とした手術でも、虫歯の治療のための抜歯術など、**歯、歯肉、歯槽骨の治療に伴う手術については、お支払いの対象とはなりません。**

⑪「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

5 傷害特約（2021）

お支払いする 保険金・給付金	お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	お支払いの 限度
傷害 死亡保険金 ⑫⑬	不慮の事故によるケガのため、 事故の日から180日以内に死 亡したとき	傷害死亡保険金額	—
障害給付金 ⑬⑭	不慮の事故によるケガのため、 事故の日から180日以内に所 定の身体障害表の第1級から第 6級までの障害状態に該当した とき	障害状態の程度により 傷害死亡保険金額の 10割～1割	通算：傷害死亡 保険金額の10割

補足事項 ⑫同一の不慮の事故で、すでに障害給付金をお支払いしている場合、これを差し引いてお支払いします。

⑬**特定感染症を原因とする場合は、お支払いの対象とはなりません。**

⑭同一の不慮の事故で、すでに傷害死亡保険金をお支払いしている場合、重複してお支払いしません。

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

6 保険契約者代理特約（契約者手続サポート制度）

●ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人^⑮が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行なうことができます。

対象となるお手続きについて

●住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行なうご契約に関するお手続きが対象となります。
ただし、次のお手続きは代理可能なお手続きの対象外です。

- ・告知を要する手続き
- ・ご契約者の変更手続き^⑯
- ・保険契約者代理人の変更手続き
- ・保険金等の受取人の変更手続き
- ・ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

補足事項 ⑮保険契約者代理人の範囲等の詳細については、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

⑯被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

7 保険料のお払込みが免除される場合

●所定の障害状態に該当したときは、該当日の直後に到来する月単位の契約応当日以降の特約保険料のお払込みは免除され、特約保険料のお払込みがあったものとして保障は継続されます。

特約保険料のお払込みが免除される場合
所定の身体障害表の第1級の障害状態（高度障害状態）に該当したとき
不慮の事故の日から180日以内に所定の身体障害表の第2級・第3級の障害状態に該当したとき

▶ **8** 給付金などのお支払いに関する留意事項、**12** その他の留意事項 もご確認ください。

8 給付金などのお支払いに関する留意事項

給付金などをお支払いできない場合について

- 美容上の処置、薬剤などの購入・受取りのみを目的とした通院など、**治療を直接の目的としない入院・通院・手術・放射線治療はお支払いの対象とはなりません。**
- 病気を直接の原因とする入院・通院・手術・放射線治療は、お支払いの対象とはなりません。
- 責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合は、原則として給付金などのお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。
- 支払事由に該当していても給付金などをお支払いしない事由（免責事由）は、主に以下の事由です。**

- ・被保険者の犯罪行為
 - ・保険契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失
 - ・被保険者の精神障害・泥酔の状態を原因とする事故
 - ・被保険者による無資格運転・酒気帯び運転中の事故
 - ・地震、噴火または津波
 - ・戦争その他の変乱
 - ・頸部症候群（「むちうち症」）または腰痛で他覚所見のないもの* など
- * 傷害入院治療給付金、傷害入院給付金、傷害通院治療給付金の場合

傷害入院治療給付金（P.4）、傷害通院治療給付金（P.4～P.5）について

- 高額療養費の支給の有無にかかわらず、入院中および通院中の診療報酬点数に応じた金額をお支払いします。ただし、ご請求時にお支払いの対象とならない入院および通院の診療報酬点数が含まれていた場合、その点数を除きます。**

傷害外来時手術保障特約（P.5）について

- 「診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術または放射線治療を受けた場合に手術料または放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている手術または放射線治療」は、第1回目の手術または放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。手術例としては、超音波骨折治療法などがあります*（2023年8月現在）。
*診療報酬点数表の改正により変更になることがありますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

傷害特約（2021）（P.6）、保険料のお払込みが免除される場合（P.6）の所定の「身体障害表」の等級について

- 所定の「身体障害表」の等級は、**身体障害者福祉法で定められている身体障害の等級、各種公的年金制度から支給されている障害年金の等級などとは異なります。**

9 指定代理請求制度（被保険者請求サポート制度）

- 被保険者がお受取りになる給付金などについて、被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合に、指定代理請求人が被保険者に代わって給付金などをご請求いただくことができます。
- 要介護状態などに該当し、被保険者本人からのご請求が困難となった場合でも、給付金などを確実にご請求いただくために、ご契約者は、指定代理請求人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。

10 更新

- 更新後の保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって計算します。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。
- 更新しない旨のお申し出がない限り、所定の期間、自動的に更新されます。特約の更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2ヵ月前までにその旨お申し出ください。**

11 配当金

- 配当金は変動（増減）し、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。
- 毎年の決算実績を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします（自動積立）。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
 - ・この商品は、「MYミューチュアル配当」の対象商品であり、そのお支払金額は、「ミューチュアル・ポイント」の累計に、「ポイント単価」を乗じて算定します。
 - ・「ミューチュアル・ポイント」は、お払い込みいただいた保険料や保障額等により異なり、ご契約内容によっては加算ポイントが0になる可能性があります。また、商品・会社の収益性が著しく低下した場合、該当年度の加算ポイントが0になる可能性もあります。
 - ・「ポイント単価」は、健全性水準が著しく悪化した場合、0円になる可能性があります。その場合、お支払金額も0円になります。
- 配当金を当社所定の利率*で積み立てたものが積立配当金です。
 - *この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

12 その他の留意事項

各特約における入院・通院・手術・放射線治療について

1

- 「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます）による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、所定の病院または診療所*¹に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。**自宅での治療または通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合や、外泊や外出を繰り返し、治療に専念していない場合などは、お支払いの対象とはなりません。**

*1 「入院」における所定の病院または診療所とは、次のいずれかです。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます）

- (2) 上記（1）と同等の日本国外にある医療施設

- 「通院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます）による治療が必要であり、所定の病院または診療所*²において、入院によらないで治療を受けることをいいます。

*2 「通院」における所定の病院または診療所とは、次のいずれかです。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所で施術を受ける場合に限り、その施術所を含みます）

- (2) 上記（1）と同等の日本国外にある医療施設

- 「手術」・「放射線治療」とは、治療を直接の目的とした手術・放射線治療のことをいいます。

傷害入院治療保障特約、傷害退院後通院治療保障特約の型について

2

- ご契約時の型は、満70歳未満はⅢ型、満70歳以上満75歳未満はⅡ型、満75歳以上はⅠ型となります（ただし、年齢に応じた型と実際の自己負担割合が異なる場合、所定の書類をご提出いただくことで、実際の自己負担割合に応じた型を付加できます）。
- ご契約後は当社の定める取扱いの範囲内で型の変更が可能です。公的医療保険制度における自己負担割合が変更となる場合でも、**型は自動的に変更になりません。型の変更を希望される場合には、当社までお申し出ください。**

ご利用いただけない制度などについて

- 契約者貸付制度、復活、自動振替貸付、特約の中途付加、延長定期保険・払済保険への変更、保険料払込期間の変更のお取扱いはしていません。

傷害入院治療保障特約、傷害退院後通院治療保障特約、傷害外来時手術保障特約の給付金のご請求について

- 給付金のご請求の際は、病院または診療所が発行した治療の内容の診療報酬点数が記載された領収証が必要となります。また、傷害退院後通院治療保障特約および傷害外来時手術保障特約については、薬局が発行した調剤報酬点数が記載された領収証も必要となります。

解約時の返戻金について

- 返戻金の額は経過年月数等により異なります（解約の時期によっては、返戻金がないことがあります）。

その他

- 契約日における被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。
- 明治安田のケガほけんに付加される特約について、特約名称に〔総合保険用〕の文字が含まれる場合、当資料では〔総合保険用〕の文字を省略しています。
- お住まいの自治体によっては子どもに対する医療費等の助成制度があり、治療費の自己負担額の全額または一部が助成されることがあります。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。
- この商品の保険料は、生命保険料控除の対象外です。